

公営住宅法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。</p> <p>イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者（以下この号において「<u>同一生計配偶者</u>」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「<u>扶養親族</u>」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円</p> <p>ロ <u>同一生計配偶者が七十歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第二条第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合</u>には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 収入 入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額とし、以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。</p> <p>イ 同居者又は所得税法第二条第一項第三十三号に規定する<u>控除対象配偶者</u>（以下この号において「<u>控除対象配偶者</u>」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この号において「<u>扶養親族</u>」という。）で入居者及び同居者以外のもの一人につき三十八万円</p> <p>ロ <u>控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が同項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶</u></p>

ハ
ホ
(略)

者又は老人扶養親族一人につき十万円
ハ
ホ
(略)